

**山梨県立富士湧水の里水族館
指 定 管 理 者 募 集 要 項**

**平 成 2 5 年 6 月
山 梨 県**

目 次

第1	施設の概要	
1	名称	1
2	沿革	1
3	所在地	1
4	施設の規模等	1
第2	管理運営方針	
1	基本方針	1
2	施設の維持管理方針	1
3	施設の運営方針	2
第3	募集の内容	
1	指定管理者が行う業務	2
2	指定管理者が行う管理の基準	2
3	責任分担	3
4	指定期間（予定）	5
5	指定管理者の収入	5
第4	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	5
2	申請手続等	6
3	指定管理者業務の実施に関する計画書の作成	8
第5	指定管理者候補者の選定	
1	選定委員会	9
2	審査基準	9
3	一次審査	10
4	二次審査	10
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
1	指定管理者の候補者の選定	11
2	候補者との協議	11
3	指定管理者の指定	11
4	指定管理者との協定締結	11
第7	業務の適正な実施に関する事項	
1	業務の再委託等の制限	12
2	暴力団の排除	12

3	個人情報の取り扱い	1 2
4	情報公開への対応	1 2
5	保険への加入	1 2
6	災害等発生時の対応	1 3
7	備品	1 3
8	管理口座・区分経理	1 3
9	法令等の遵守	1 3
第8	業務の継続が困難となった場合の措置について	
1	指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	1 4
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	1 4
3	業務の引継ぎ	1 4
第9	申請に関する留意事項	
1	審査の対象又は候補者からの除外	1 5
2	業務開始前における指定の取消し	1 5
3	申請書類等の取り扱い	1 5
4	費用負担	1 6
5	その他	1 6
第10	事業実施状況のモニタリング（監視）等	
1	モニタリング（監視）、評価の実施	1 6
2	県の監査委員による監査	1 6
3	指定の取消し等	1 7
第11	問い合わせ先及び各種書類の提出先	1 7
様式		
様式 1	指定管理者指定申請書	1 8
様式 2	指定管理業務の実施に関する計画書	2 0
様式 2-①	施設運営の実施方針	2 1
様式 2-②	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性（収支計画書）	2 2
様式 2-③	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	2 5
様式 2-④	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	2 6
様式 2-⑤	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	2 7
様式 2-⑥	施設の維持管理の効率性	2 8
様式 2-⑦	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	2 9
様式 2-⑧	安定的な運営が可能となる体制（人員配置計画）	3 0
様式 2-⑨	安定的な運営が可能となる経理的基盤	3 2
様式 3	法人等概要書	3 3

様式 3 -①	法人役員等一覧	3 4
様式 4 -①	誓約書（資格要件等）	3 5
様式 4 -②	誓約書（暴力団等）	3 6
様式 5	共同体構成員届	3 7
様式 6	各団体の役割、責任分担に関する事項	3 8
様式 7	委任状	3 9
様式 8	業務説明会及び現地説明会の参加申込書	4 0
様式 9	募集に関する質問書	4 1
様式 10	指定管理者指定申請辞退届	4 2

〈資料〉

- 資料 1 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例
- 資料 2 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則
- 資料 3 配置図
- 資料 4 館内図
- 資料 5 平成 22～24 年度入館者数
- 資料 6 平成 22～24 年度収支決算

別添「山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務の内容及び基準」

山梨県立富士湧水の里水族館指定管理者募集要項

山梨県（以下「県」という。）は、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成13年山梨県条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり山梨県立富士湧水の里水族館（以下「水族館」という。）の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 名 称

山梨県立富士湧水の里水族館

2 沿 革

平成13年 4月 開館

平成21年 4月 株式会社桔梗屋に管理委託

3 所在地

山梨県南都留郡忍野村3098番地1

4 施設の規模等

設置年月日 平成13年4月25日

敷地面積 4,000 m²

建築面積 994.47 m²

延床面積 1,446.00 m²

地下1階32.05 m²、1階913.47 m²、2階454.97 m²

機械棟45.51 m²

建物の構造 鉄筋コンクリート造、地下1階地上2階建て、機械棟1棟

施設・設備の内容

1階：展示フロア（二重回遊水槽等）

2階：学習フロア（シアターホール等）

事務室、機械室、倉庫等

冷暖房設備付・エレベーター1基付

※資料3「配置図」参照

資料4「館内図」参照

第2 管理運営方針

1 基本方針

水族館は、県民に魚とのふれあいの場を提供することにより、自然保護に対する理解を深め、併せて内水面漁業の振興に資するという目的のために設置された施設です。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、安心安全で利用者が満足できるよう適正な管理運営を行うものとします。

2 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、別添「管理運営業務の内容及び基準」を基に、施設の特

色を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うものとします。

3 施設の運営方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることとします。

また、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 募集の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）

- (1) 利用の承認に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (3) 水産動植物を飼養し、栽培し、及び展示する業務
- (4) 水産動植物に関する講習会及び催しを開催する業務
- (5) 水族館の設置の目的を達成するため必要な業務
- (6) 自動販売機及び物品販売のサービス提供業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
 - ※ 水産動植物に関する専門的、技術的な調査研究業務は、県が実施します。
 - ※ 部分的な業務については、他の事業者に委託できるものとします。
 - ※ 詳細については、別添「管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日

- ① 条例第7条の規定に基づき、休館日は次のとおりとします。
 - (ア) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
 - (イ) 休日の翌日（この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）
 - (ウ) 12月28日から翌年1月1日まで
- ② 条例第7条第1項の規定に基づき、①にかかわらず次の日は開館する必要があります。
 - (ア) 1月2日、3日、4月30日から5月5日までの日、8月13日から同月16日までの日
 - (イ) 県民の日条例第5条の規定により使用料を免除する施設として指定された場合

ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができますが、休館日の開館については、別途忍野村との協議が必要となります。

(2) 開館時間

条例第8条の規定に基づき、午前9時から午後5時までとします。ただし、指定管理者は、県の承認を受けて休館日、開館時間を変更することができますが、開館時間の変更については、別途忍野村との協議が必要となります。

- (3) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (4) 水族館を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (5) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (6) (3)から(5)のほか、知事が定める基準を遵守すること。

業務及び管理の基準の細目的事項は、協議の上、協定（「山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。））で定めます。

3 責任分担

指定管理者と県の責任分担は次の表（各項目の区分に応じ「○」が責任を負う）のとおりとします。

ただし、指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備、備品の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権を放棄、又は現状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	内 容		指定管理者	県
共通事項	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増著しい場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他県及び指定管理者の責に帰すことのできない事由)の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能		<input type="radio"/>
	政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増		<input type="radio"/>
	利用者や第三者への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの 上記以外	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	保険の付保	施設火災保険	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		施設賠償責任保険	<input type="radio"/>	
		自動車保険	<input type="radio"/>	
		動産総合保険	<input type="radio"/>	
		ボランティア保険	<input type="radio"/>	
管理運営	施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応 上記以外	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	セキュリティ	警備不備による犯罪発生	<input type="radio"/>	
		個人情報の漏洩	県の指示もしくは指導の不備又は錯誤によるもの 指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	<input type="radio"/>
		施設の設置の瑕疵によるもの 施設の管理の瑕疵によるもの 上記以外	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	施設の管理運営に係る事故		<input type="radio"/>	
	災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等	<input type="radio"/>	
		指示等	<input type="radio"/>	
整備維持補修	施設、設備の損傷等	経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	1件20万円未満 1件20万円以上	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
		指定管理者の責に帰すべきもの		<input type="radio"/>
		指定管理者が希望する整備・改修(資産増加)		<input type="radio"/>
		上記以外		<input type="radio"/>
	備品の損傷等	経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	1件20万円未満 1件20万円以上	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
		指定管理者の責に帰すべきもの		<input type="radio"/>
		上記以外		<input type="radio"/>
	備品の更新・新規購入	更新	指定管理者が希望する場合 上記以外	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
		新規購入	指定管理者が希望する場合 上記以外	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
その他	事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定取消を受けた場合における撤収費用	<input type="radio"/>	

4 指定期間（予定）

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

この期間は、県議会議決後、正式に指定期間となります。

5 指定管理者の収入

条例第11条に規定する利用料金、県が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）及び物品販売、自動販売機のサービスの提供により得られる収入をもって業務を行うものとします。

＜消費税率引上げに係る基本協定書に定める委託料限度額の変更＞

基本協定書における委託料の限度額算定に用いる消費税及び地方消費税率は、5%とします。ただし、消費税率が引き上げられこととなった場合、引上げ後の消費税及び地方消費税率を適用するとともに、利用料金収入の見直しを行い、協議により委託料限度額を変更します。

(1) 利用料金

水族館の利用料金は指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、知事の承認を受けて指定管理者が定めます。

(2) 委託料

水族館の管理運営に必要な経費として、提案価格を基に指定期間を通じた委託料総額を基本協定書に記載するとともに、県は予算の範囲内で年度ごとに委託料を支払います。委託料の具体的な額や支払い方法は、県と指定管理者が協議の上、年度協定で定めます。

指定管理者が県の示した水準どおり業務を確実に実施したと認められる場合、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、委託料との相殺は行いません。また、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合にも、費用の補填は行いません。

(3) 物品販売業務、自動販売機設置・運営業務による収入

物品販売業務、自動販売機設置・運営業務により得られる収入は、指定管理者の収入とします。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はその共同体であって次の（1）及び（2）の条件を満たすものとします。

（1）山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。なお、共同体を構成して申請する場合は、山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする団体のうちから代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。

（2）次のいずれかに該当する法人等でないこと。

① 法人の役員等（法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。）に次のいずれかに該当する者が含まれているもの

- ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
イ 破産者で復権を得ないもの
ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- ② 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税又は地方消費税を滞納しているもの
③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの
④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
⑤ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等
⑥ 山梨県から指名停止措置を受けているもの
- (3) 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。
- ① 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
② 共同体の構成員は、単独で又は他の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
③ 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできること。
- (4) 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。
- ① 申請時に、設立に向けた規約案、すみやかに設立する旨の確約書その他知事が必要と認める資料を提出すること。
② 県議会における指定管理者の指定の議決（平成25年12月議会を予定）までに登記事項証明書（法人登記簿謄本）又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

2 申請手続等

(1) スケジュール

月　日	内　容
6月20日から8月19日まで	募集要項の配付
7月5日	業務説明会及び現地説明会
①7月8日から7月12日まで	募集に関する質問書の受付
②7月29日から8月2日まで	
①7月19日	質問に対する回答
②8月9日	
8月12日から8月20日まで	申請書類の受付

(2) 募集要項の配付

配付期間：平成25年6月20日(木)から同年8月19日(月)まで

(ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

配付場所：山梨県農政部花き農水産課

上記期間中は、山梨県ホームページでも募集要項等のダウンロードができます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kakinousui/index.html>
なお、郵送での配付は行いません。

(3) 業務説明会及び現地説明会

開催日時：平成25年7月5日（金）午後1時30分から

開催場所：山梨県水産技術センター忍野支所 会議室

内 容：「募集要項」及び「管理運営業務の内容及び基準」の説明、施設見学

申込方法：説明会の参加申込書（様式8）に法人名（法人でない場合は代表者名）

及び参加希望者名（各団体3名以内）（共同体での申請をする場合、各構成団体につき2名以内）を明記の上、FAX又は電子メールのいずれかで、山梨県農政部花き農水産課へ7月2日（火）午後4時までに申し込んでください。

留意事項：申請予定者は可能な限り参加してください。個人及び申請資格のない団体の参加はできません。

質問及び回答は、山梨県農政部花き農水産課のホームページで公開します。

(4) 募集に関する質問

受付期間：①平成25年7月8日（月）から同年7月12日（金）まで
午前9時から午後5時まで

②平成25年7月29日（月）から同年8月2日（金）まで
午前9時から午後5時まで

質問方法：質問書（様式9）に記入の上、FAX又は電子メールのいずれかで、山梨県農政部花き農水産課まで提出してください。（電話や口頭での質問にはお答えしません。）

回答方法：質問事項に対する回答は、①の期間に受けたものについては、平成25年7月19日（金）、②の期間に受けたものについては、平成25年8月9日（金）に山梨県農政部花き農水産課のホームページに掲載します。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kakinousui/index.html>

(5) 申請書類

① 提出部数

申請書類は、A4判とし、正本1部、副本9部を提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、写しには原本証明をしてください。

なお、正本、副本とも目次・ページ数を付け、二穴綴じファイルに綴じてください。

② 申請書類

ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式1)

- イ 指定管理者業務の実施に関する計画書・・・・・・・・・・・・ (様式2)
ウ 申請する法人等に関する書類
　共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出してください。
(ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・ (様式3)
　※法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してください。
(イ) 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
(ウ) 誓約書・・・・・・・・・・・・ (様式4)
(エ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し及び印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）
(オ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業（営業）報告書、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）
(カ) 直近3年間の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書
エ 構成員届（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・ (様式5)
オ 各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）・・・ (様式6)
カ 委任状（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・ (様式7)

(6) 申請書類の受付

受付期間：平成25年8月12日(月)から8月20日(火)まで
(ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く)
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
なお、8月20日(火)は、午前9時から正午までとします。

受付場所：山梨県農政部花き農水産課

受付方法：申請書類一式を持参により提出してください。

3 指定管理業務の実施に関する計画書の作成

(1) 指定管理業務の実施に関する計画書

指定管理業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、「募集要項」、「山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務の内容及び基準」等に記載されていることを遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

① 収支計画書（様式2-②その2）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。

また、収支計画書（様式2-②その3）は、消費税率の引上げが予定されているため、消費税率引上げを見込んだ収支計画書を併せて作成してください。

なお、審査は収支計画書（様式2-②その2）により行います。

② 指定管理業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。

③ 指定管理業務の実施に関する計画書はA4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

（2）自主事業に関する提案

指定管理業務以外に、施設の設置目的を妨げず、かつ利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内において自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、様式2-④に事業計画を記入してください。

第5 指定管理者候補者の選定

山梨県農政部が設置する選定委員会が、提出された申請書について審査基準に基づいて審査し、指定管理者候補者を選定します。

1 選定委員会

選定委員会の構成は次のとおりです。

氏名	所属・役職
磯部 芳彦	磯部公認会計士事務所 代表
金谷 勉	(一社)日本草地畜産種子協会 専務理事
肥土 邦彦	(社)園芸文化協会 理事
秋山 信彦	東海大学海洋学部 教授 東海大学海洋科学博物館 館長
窪田 克一	(公社)やまなし観光推進機構 専務理事

2 審査基準

審査基準（審査の項目及び審査配点等）は次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査のポイント		配点	確認書類
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	・施設運営の実施方針	・県が示した管理の方針と応募団体が提案した運営方針が合致するか	5	10	様式2-①
	・収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	・収入、支出積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現の可能性はあるか	5		様式2-②
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に發揮できるものであること	・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・年間の広報計画の内容は適切か ・利用拡大の取組内容は十分か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか	10	20	様式2-③
	・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か ・自主事業の提案は県が意図した企画となっているか ・施設の設備、機能を活用した内容となっているか	10		様式2-④
3 事業計画の内容が施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることのできるものであること	・施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	・求めている内容が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・類似事業の実績はあるか	10	15	様式2-⑤ 様式3 付属書類
	・施設の維持管理の効率性	・維持管理は効率的に計画されているか	5		様式2-⑥
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・生活弱者等へ配慮されているか ・事業等の内容に偏りがないか	5	5	様式2-⑦
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	・安定的な運営が可能となる体制	・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か	10	20	様式2-⑧ 付属書類
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	10		様式2-⑨ 付属書類
6 施設の管理運営に係る経費	・施設の管理運営に係る経費の内容	・委託料提案額は次的方式により採点する 評価点＝配点× 応募者中の最低額／応募者の提案額	30	30	様式2-②
合計点数				100	

3 一次審査

提出された法人等概要書等により資格審査を行います。一次審査の結果は8月30日までに申請者に文書で通知します。申請状況については、一次審査終了後に申請団体数を県のホームページで公表します。

4 二次審査

一次審査通過団体による書類審査及びヒアリングを実施します。ヒアリングは提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、「指定管理業務の実施に関する計画書」に記載していないことは説明できません。

申請団体から提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」等を審査した結果、高位の評価を得た順に順位を決定します。

ただし、二次審査において総得点が一位であっても一定基準に満たない場合、又は得点が著しく低い審査項目がある場合は候補者に選定しないことがあります。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の選定

指定管理者選定委員会による選定結果に基づき、知事が候補者を決定し、二次審査を受けた団体に対して9月30日頃までに選定結果を通知し、追って申請団体名、提案価格、審査点数、審査結果、選定理由を公表します。

2 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となつた申請者を指定管理者の候補者として協議を行います。

3 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。指定管理者の指定をしたときはその旨を文書で通知します。

4 指定管理者との協定締結

県と指定管理者は、先に実施した仮協定を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定全期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの委託料の額等を定めた「年度協定」を定めることとします。

(1) 基本協定の内容

- 業務に関する基本的事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
- 遵守事項
- 委託料に関する事項
- 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- 実施計画書の提出に関する事項
- 定期報告事項
- 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 業務実施状況の確認・評価に関する事項
- 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置等
- 指定の取り消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項 他

◆以下、共同体申請の場合

(指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項が加わります)

- 構成員による権利義務の譲渡等の制限に関する事項

- 代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取消し等に関する事項
- 代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項
- 代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
- 構成員の脱退に対する措置に関する事項 他
 - (注) 協定の締結にあたっては共同体の構成員すべてを協定当事者とし、協定に関する責任は共同体の構成員すべてが負うこととなります。
- (複数の会社が指定管理者の業務を行うために新たに会社を設立した場合)
 - 事務所の所在地、株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項
 - 新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、あるいは設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合の承認に関する 事項 他
- (2) 年度協定の主な内容 (予定)
 - 管理業務の内容に関する事項
 - 委託料の額の関する事項 他

第7 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の再委託等の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に申請し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取り扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）の規定に従い、個人の権利利益を害することのないよう最大限努めなければなりません。また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えい又は滅失などの事故の防止、その他の個人情報の適正な管理を確保するために、指定管理者は県と協議の上、別途、個人情報の取り扱いに関する要綱を定めることとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、管理している文書の公開に努めることとします。また、指定管理業務を通じて取り扱う文書の管理・公開を行うにあたり、指定管理者は県と協議の上、別途、情報公開に関する規程等を定めることとします。

5 保険への加入

利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとします。

① 加入する賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険としてください。

② 保険の内容

ア 施設賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険とする。

対人賠償：1名につき最高1億円（1事故につき3億円）

対物賠償：1事故につき最高500万円

イ 自動車保険

(ア) 自家用小型貨物（1台）

対人賠償：無制限

対物賠償：無制限、人身傷害：5,000万円、搭乗者1,000万円

(イ) 自家用軽4貨物（1台）

対人賠償：無制限

対物賠償：無制限、人身傷害：5,000万円、搭乗者1,000万円

ウ 動産総合保険

金庫・券売機内保管中：最高200万円

銀行搬送中：最高200万円

エ ボランティア保険

死亡・後遺障害の場合：1,000万円

入院日額：1万円

通院日額：5千円

6 災害等発生時の対応

災害等が発生した場合、指定管理者は速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、県が避難所、広域防災拠点等のため施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、県の指示に従わなければなりません。

7 備品

県は指定管理者に、水族館の管理・運営に必要となる物品（県が定める物品一覧表参照）について貸与します。

指定管理者が管理運営費（第3 5（1）～（3）の収入）で購入した物品は、指定期間中又は当該期間終了後には県に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができます。

8 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理者としての業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理を区分して整理してください。

9 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。

特に、以下の法令に留意してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第2項、第3項
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）などの労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (4) 特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律（平成16法律第78号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
- (5) 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成13年山梨県条例第4号）、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則（平成13年山梨県規則第7号）、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）、山梨県漁業調整規則（昭和27年山梨県規則第5号）、忍野村さかな公園設置及び管理条例（平成13年忍野村条例第10号）
- (6) その他水族館内で管理運営する業務に関連するすべての法令

第8 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は速やかに県に報告しなければなりません。県は指定の取消し又は期間を定めた業務の全部若しくは一部の停止の措置をとることができます。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力による県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、業務継続の可否について協議するものとします。

3 業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより業務を引き継ぐ場合には、県が定める期間内に、県又は県が指定した者に対して業務を引継ぐとともに必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。

なお、新たに指定管理者に指定された者への引継ぎ内容については、募集要項、業務仕様書に基づき仮協定書の締結までに県と協議の上、決定します。

引継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は候補者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象または候補者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為があった場合
- (3) 第4 1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
- (4) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として相応しくないと県が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと県が認めた場合

2 業務開始前における指定の取消し

指定管理者が業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理者として行う業務の履行が確実でないと県が認めた場合
- (3) 第9 1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他県が必要と認めるときは、県は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は返却しません。

(5) 公表

申請書類は、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

- (1) 水族館に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。
- (2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届（様式10）により届け出てください。

第10 事業実施状況のモニタリング（監視）等

1 モニタリング（監視）、評価の実施

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

県は、業務仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により、業務の実施状況をモニタリング（監視）し、その結果を評価します。

モニタリングの結果、業務仕様書や業務計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、県は改善措置を講じる等の指導を行います。

モニタリング（監視）、評価は次の方法により行います。

(1) 県が行う評価

県は、モニタリング等に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等）についての事業評価を実施します。詳細については協定において定めるものとします。

結果については、県のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、県に自己評価調書（管理運営業務モニタリングシート）を提出するものとします。

(3) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート等で把握し、その結果及び対応状況について県に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告していただきます。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県の環境管理システムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮し、エネルギー使用状況等については、半年ごとに県に報告していただきます。

2 県の監査委員等による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人が必要と認める場合、指定管理者

に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 業務開始後の指定の取消し等

県は、次の場合、指定管理者の指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定で規定する取消し事由等に該当すると認められる場合には、県は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

なお、取消し事由等のうち、適切な管理を行うという指定基準を満たさなくなつたと認めるとき、あるいは施設の維持管理を継続することが適当でないと認めるときというのは、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- ② 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に基づく県の指示に従わないとき、又は指示によっても業務内容に改善がみられないとき
- ③ 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に違反したとき
- ④ 法人の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することができないと認められるとき
- ⑤ 組織的な違法行為など著しく社会的信用を損なう行為があつた場合等、管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき
- ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき
- ⑦ その他管理を継続させることが適当でないと認められるとき

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県農政部花き農水産課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁県民会館8階）

電話：055-223-1614（ダイヤルイン）

FAX：055-223-1615

メールアドレス：kakinousui@pref.yamanashi.lg.jp

(様式 1)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第 6 条第 1 項の規定により、必要書類を添付の上、申請します。

(別紙)

【提出書類一覧表】

様式	項目	提出の有無
様式2	指定管理業務の実施に関する計画書 ①施設運営の実施方針 ②収支計画の内容、的確性及び実現の可能性（収支計画書） ③利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ⑤施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性 ⑥施設の維持管理の効率性 ⑦平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 ⑧安定的な運営が可能となる体制 ⑨安定的な運営が可能となる経理的基盤	
様式3	法人等概要書	
様式4	誓約書	
様式5	構成員届（共同体の場合）	
様式6	各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）	
様式7	委任状（共同体の場合）	
付属書類	定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類 登記事項証明書等 印鑑証明書 収支予算書 事業（営業）報告書 貸借対照表 損益計算書 連結決算書 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書	

(様式2)

指定管理者業務の実施に関する計画書

施設名	山梨県立富士湧水の里水族館
住所	
法人等名	
代表者名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式2-①)

「施設運営の実施方針」

水族館の設置目的を踏まえ、魅力ある施設運営を目指すための運営方針について記入してください。

(様式2-② その1)

「収支計画の内容、的確性及び実現の可能性」

水族館の管理運営にあたっての収入と支出の積算とともに、効率的な管理運営や経費の縮減に関する方針や創意工夫について記入してください。

(様式2-② その2)

「収支計画書」

(単位：千円)

区分		H26年度	H27年度		H28年度	H29年度	H30年度	備考
収入	利用料金収入		4月～9月	10月～3月				
	委託料							
	事業収入							
	自動販売機							
	物品販売							
	自主事業収入からの充当							
	その他							
収入合計(A)								
支出	人件費	給与						
	人件費	手当等						
	人件費	法定福利費						
	人件費	賃金						
	管理費	光熱水費						
	管理費	修繕費						
	管理費	委託費						
	管理費	原材料費						
	事務費	報償費						
	事務費	旅費						
	事務費	交際費						
	事務費	消耗品費						
	事務費	燃料費						
	事務費	印刷製本費						
	事務費	運賃運搬費						
	事務費	広告料						
	事務費	手数料						
	事務費	保険料						
支出合計(B)								
(A) - (B)								

利用料金収入の内訳

(上段:利用人数、下段:収入金額)

区分	H26年度	H27年度		H28年度	H29年度	H30年度	備考
		4月～9月	10月～3月				
単価							
合計							

- 利用料金収入は現行の利用料金単価を基に算定し、消費税及び地方消費税は、現在の税率5%に基づき算定してください。
- 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 内容欄は適宜追加してください。
- 積算根拠となる資料（税抜き価格と消費税が区別できること。様式自由。A4縦、横書）を提出してください。
- 指定管理業務と自主事業は別様で提出してください。

(様式2-② その3)

「収支計画書」

(単位：千円)

区分		H26年度	H27年度		H28年度	H29年度	H30年度	備考
			4月～9月	10月～3月				
収入	利用料金収入							
	委託料							
	事業収入							
	自動販売機							
	物品販売							
	自主事業収入からの充当							
	その他							
収入合計(A)								
支出	人件費	給与						
		手当等						
		法定福利費						
		賃金						
	管理費	光熱水費						
		修繕費						
		委託費						
		原材料費						
	事務費	報償費						
		旅費						
		交際費						
		消耗品費						
		燃料費						
		印刷製本費						
		運賃運搬費						
		広告料						
		手数料						
		保険料						
支出合計(B)								
(A) - (B)								

利用料金収入の内訳

(上段:利用人数、下段:収入金額)

区分	H26年度	H27年度		H28年度	H29年度	H30年度	備考
		4月～9月	10月～3月				
単価							
	合計						

○利用料金収入は現行の利用料金単価を基に算定してください。他の項目については、消費税及び地方消費税は、平成26年4月から平成27年9月までを税率8%、平成27年10月以降を税率10%で算定した上で、区分ごとに消費税を含んだ額を記入してください。

○内容欄は適宜追加してください。

(様式2-③)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用促進、利用者増に関する目標値を記載するとともに、その方針や具体的手法を記入してください。

(様式2-④)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用者サービスの向上を図るための取り組みについて、利用者ニーズの把握と管理運営への反映方法、トラブルや苦情への対処方法なども含め記入してください。

また、自主事業を実施する予定がある場合は、その内容を記入（様式任意）してください。

(様式2-⑤)

「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性」

水族館の日常的、定期的な安全管理、植栽管理、衛生、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。

(様式2-⑥)

「施設の維持管理の効率性」

水族館の維持管理について、業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等を記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

(様式2-⑦)

「平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」

水族館を管理運営する上で、利用者の平等な利用の確保を図るための方針、具体的な手
法を記入してください。

(様式2-⑧ その1)

「安定的な運営が可能となる体制」

水族館にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「人員配置計画」を作成するとともに、責任体制・業務実施体制・研修体制等も含め、具体的かつ現実的な計画を記入してください。

(様式2-⑧ その2)

※配置するすべての職員について記入してください。

※役職欄については、水族館を管理運営する上で必要と思われる役職を記入してください。

※能力、資格、実務経験年数等欄は実際に配置する予定職員を想定の上、記入してください。

※雇用形態は、実際の勤務する職員を想定して該当する欄に〇印を記入してください。

「正規」は、週40時間程度勤務、貴子が複数年にわたり雇用する職員となります。「パート」は、非常勤で臨時に契約する職員となります。

※職員の年齢層構成は 20代、30代、40代等目安で結構ですので記入してください。

※雇用者の確保方策欄は申請者が既に雇用している者(雇用済)又は今後雇用

***備考欄**は専務休制(勤務時間・休日設定)を記入してください。(別紙可)

※記入欄が不足する場合には適宜広げろか複数ページで作成してください

(様式2-⑨)

「安定的な運営が可能となる経理的基盤」

団体の財務状況や、金融機関及び出資者等の支援体制を記入してください。

(様式3)

「法人等概要書」

種別	財団法人 株式会社 その他の法人（ ） その他の団体（ ）	社団法人 有限会社	N P O法人
名称			
代表者氏名			
主たる事務所の所在地			
設立年月日			
資本金又は基本財産			千円
売上高			千円
社員（職員）数			人
業務内容			
法人等の特色			
実績	類似業務の運営実績 ・施設の概要 (施設名称、所在地、施設規模) ・業務の概要 (業務内容、管理運営体制、管理運営業務、期間、受注額、 発注者等)		

※種別欄は、該当するものを○印で囲んでください。その他の法人又はその他の団体については、（ ）内に内容を記入してください。

※社員（職員）数欄は、申請時の人数を記入してください。

※会社概要等がある場合は、添付してください。

(様式3-①)

「法人役員等一覧」

法人名：

※法人については、非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等について記載してください。

※欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

※共同体の場合は、すべての構成団体の役員について記載してください

(様式4-①)

誓 約 書

山梨県知事 殿

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

(共同体の場合、構成員連名で押印してください)

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者指定申請を行うにあたり、次の事項について
真実に相違ありません。

- 指定管理者募集要項第4-1の申請資格要件を満たしています。
- 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

(様式4-②)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

(様式5)

構 成 員 届

年 月 日

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）所在地

名称

代表者氏名

印

構成員 所在地

名称

代表者氏名

印

構成員 所在地

名称

代表者氏名

印

このたび、山梨県立富士湧水の里水族館における指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式6)

各団体の役割、責任分担に関する事項

※共同体の規約等（案も可）を添付してください。

(様式 7)

委 任 状

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）所在地

名称

代表者氏名

印

構成員

所在地

名称

代表者氏名

印

私は、次の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

所在地

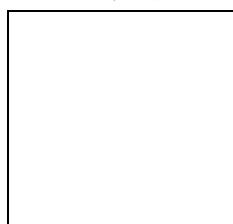
共同体の代表者 名 称

代表者氏名

委任事項

- 1 山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 山梨県と山梨県立富士湧水の里水族館の管理運営業務についての協定書の締結
- 3 山梨県立富士湧水の里水族館の管理運営業務についての委託料の請求及び受領

受領印



(様式8)

業務説明会及び現地説明会の参加申込書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者氏名

山梨県立富士湧水の里水族館指定管理者募集にかかる業務説明会及び現地説明会について、次のとおり申し込みます。

参加者

氏 名	役 職	連 絡 先
		T E L
		F A X
		E-mail

(様式9)

募集に関する質問書

年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名
担当者
T E L
F A X
E-mail

(質問の内容)

(様式 10)

指定管理者指定申請辞退届

年　月　日

山梨県知事 殿

申請者　　所在地

団体名

代表者氏名

印

山梨県立富士湧水の里水族館について、指定管理者の指定を受けるため平成 年
月 日申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退理由

○山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例

平成十三年三月二十九日
山梨県条例第四号

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例をここに公布する。

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例

(設置)

第一条 県民に魚とのふれあいの場を提供することにより、自然保護に対する理解を深め、併せて内水面漁業の振興に資するため、水族館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 水族館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立富士湧水の里水族館

位置 南都留郡忍野村

(事業)

第三条 山梨県立富士湧水の里水族館(以下「水族館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

一 水産動植物を飼養し、栽培し、及び展示すること。

二 水産動植物に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

三 水産動植物に関する講習会及び催しを開催すること。

四 前三号に掲げるもののほか、水族館の設置の目的を達成するため必要な事業

(平二〇条例一四・全改)

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に水族館の管理を行わせるものとする。

(平二〇条例一四・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の承認に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 第三条第一号、第三号及び第四号に掲げる事業に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(平二〇条例一四・追加)

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、水族館の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、水族館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(平二〇条例一四・追加)

(休館日)

第七条 水族館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が一月二日、同月三日、四月三十日から五月五日までの日又は八月十三日から同月十六日までの日である場合には、休館日としないものとする。

一 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(次号において「休日」という。)である場合を除く。)

二 休日の翌日(この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。)

三 十二月二十八日から翌年の一月一日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(平二〇条例一四・旧第五条繰下・一部改正)

(開館時間)

第八条 水族館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(平二〇条例一四・追加)

(利用の承認等)

第九条 水族館を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具若しくは水産動植物を損傷するおそれがあると認められるとき。

- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 3 第一項の承認を受けた者は、第十一條第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。
 (平二〇条例一四・追加)
 (承認の取消し)
- 第十条 指定管理者は、水族館を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。
 (平二〇条例一四・追加)
 (利用料金)
- 第十一條 水族館を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。
 2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。
 (平二〇条例一四・追加)
 (利用料金の還付)
- 第十二條 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、水族館を利用する者がその責に帰すことのできない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
 (平二〇条例一四・追加)
 (利用料金の減免)
- 第十三條 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。
 (平二〇条例一四・追加)
 (事業報告書の作成及び提出)
- 第十四條 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。
- 一 第五條各号に掲げる業務の実施の状況
 - 二 水族館の管理の業務に係る収支の状況
 - 三 利用料金の収入の状況
 - 四 前三号に掲げるもののほか、水族館の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項
- (平二〇条例一四・追加)
 (委任)
- 第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 (平二〇条例一四・旧第八条繰下)
 附 則
 この条例は、平成十三年四月二十五日から施行する。
 附 則(平成一八年条例第五八号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成二〇年条例第一四号)
 (施行期日)
- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 - 2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立富士湧水の里水族館の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

別表(第十一條関係)
 (平一八条例五八・全改、平二〇条例一四・一部改正)

区分	利用料金限度額		定期利用料金限度額
	個人	団体	
一般、大学生及び高校生	一人につき 四〇〇円	一人につき 三二〇円	一人につき 一、二〇〇円
中学生及び小学生	一人につき 二〇〇円	一人につき 一六〇円	一人につき 六〇〇円

備考

- 一 団体とは、二十人以上をいう。
- 二 定期利用料金は、第九條第一項の承認の日から起算して一年間の利用を単位とする。

○山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則

平成十三年三月二十九日
山梨県規則第七号

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例(平成十三年山梨県条例第四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立富士湧水の里水族館(次条において「水族館」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(平二〇規則一五・全改)

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十三条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

一 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が、水族館を利用する場合 利用料金の全額

二 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校(次号において「小学校等」という。)の児童又は生徒が、土曜日に水族館を利用する場合 利用料金の全額

三 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として水族館を利用する場合 利用料金の全額

(平二〇規則一五・全改)

附 則

この規則は、平成十三年四月二十五日から施行する。

附 則(平成一四年規則第三〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一二号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第一五号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第十四号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立富士湧水の里水族館の管理に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

別記様式(第2条関係)
(平20規則15・全改)

年　月　日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

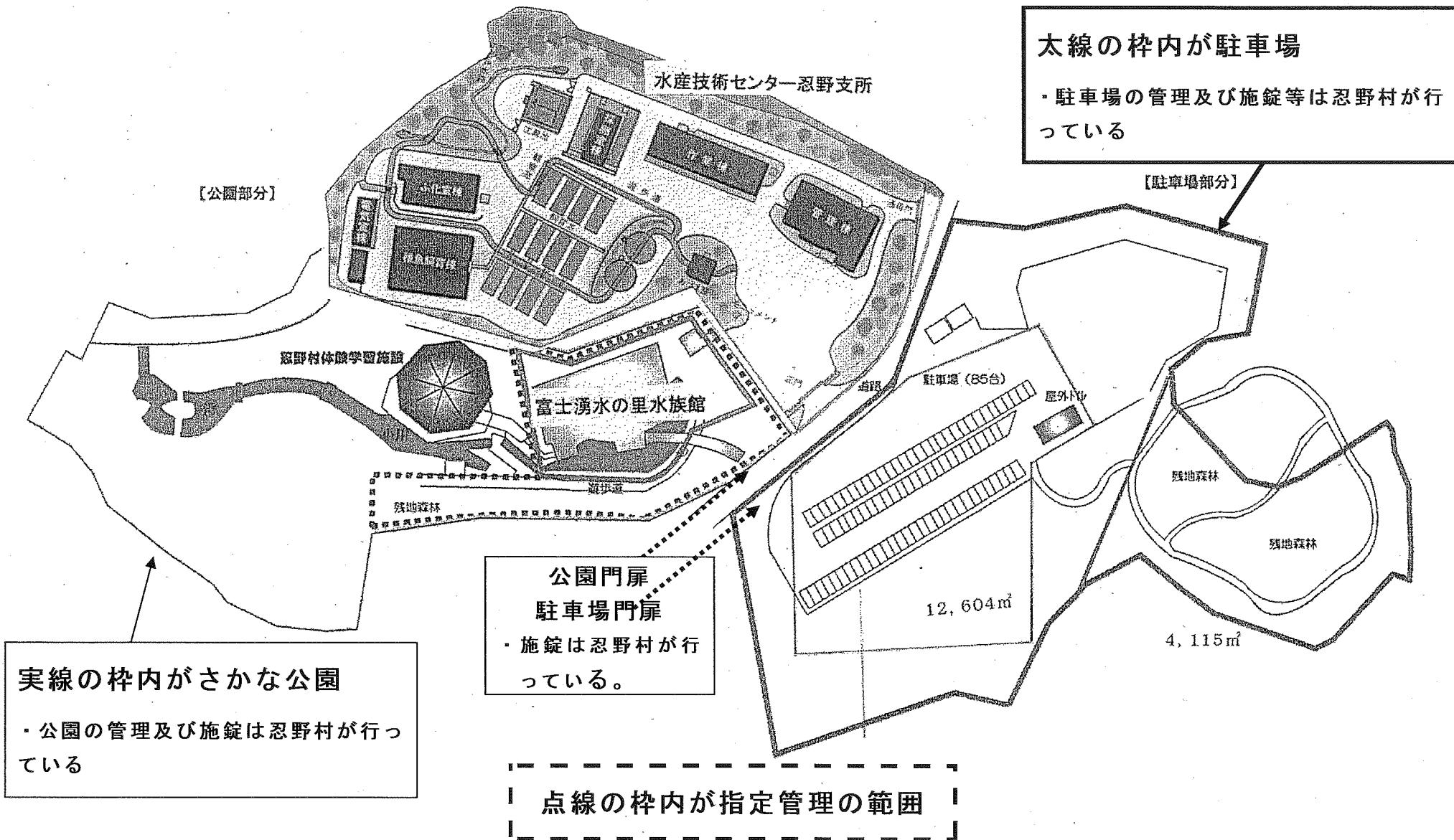
代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

配 置 図



館内図



■館内の説明(1階)

①二重回遊水槽

内外二重に仕切られた楕円形の大型回遊水槽で、内側に小型魚（ニジマスなどマス類稚魚ほか）、外側に大型魚（イトウ、ニジマスほか）を展示し、ひとつの水槽内を大小の魚が混泳しているように見ることができます。水槽の上下左右からの観察、水中カメラ映像（2階に設置）を通じて、魚の様々な表情が観察できます。

②岸辺の魚水槽

湖畔のアシ原の風景を再現したジオラマ水槽です。オイカワ、モロコ、ヨシノボリなどの魚を展示し、岸辺に集まる魚の群れが観察できます。

③深みの魚水槽

湖底が溶岩できた富士五湖をイメージした水槽です。魚食性の強いオオクチバス、ブルーギルなどの魚を展示し、舟の下や岩かけにひそみ、獲物を待つ魚の様子などが観察できます。

④川の魚水槽

川の渓流から中流までの魚の生息環境を再現し、源流にはイワナ、上流にはヤマメやアマゴ、中流にはアユやウグイなどの魚を展示しています。季節により、なわばり行動や産卵行動などを観察することができます。

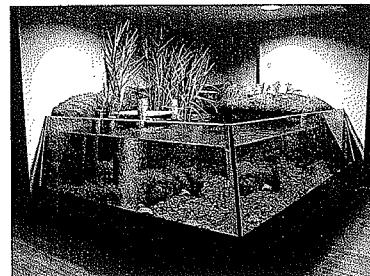
⑤小さな生き物

野生絶滅のおそれがあるメダカやホトケドジョウ、様々な魚の稚魚、エビ・カニ類など、小さな水生生物を中心に展示しています。

特別展や企画展の開催中は、企画展示に変更します。

⑥湧水水槽

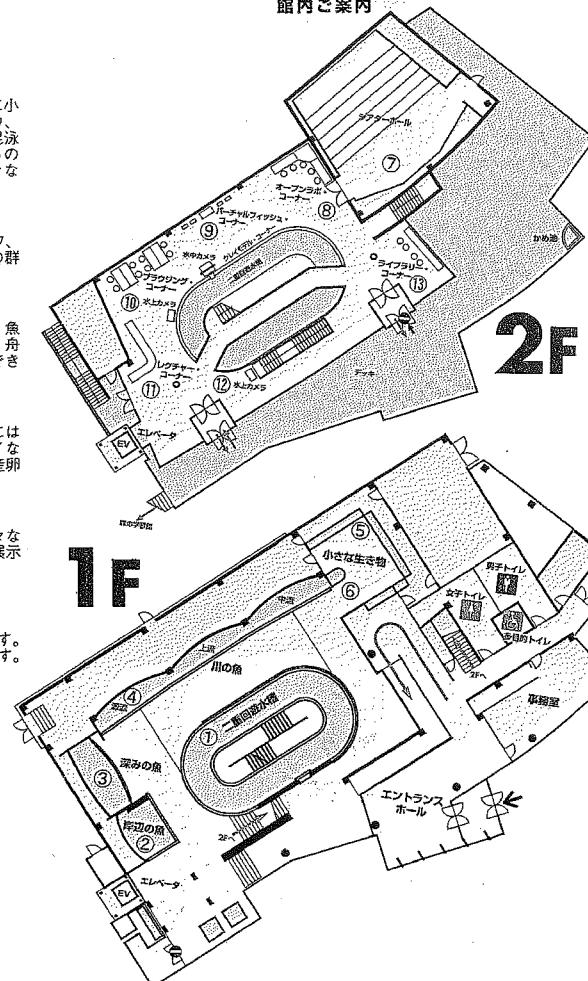
富士山の湧水（地下水）と、ヤマメの稚魚などを展示しています。水に触れて、展示水槽に使用している水の冷たさを体感できます。



●岸辺の魚水槽 湖畔のアシ原の風景を再現したジオラマ水槽

INFORMATION

館内ご案内



■館内の説明(2階)

⑦シアター

180インチ3面のパノラマスクリーン（約11m×3m）による、100席のシアターです。淡水魚の生態や生息場所などを紹介する、オリジナルのハイビジョン映像を上映しています。

上映ソフト：「山梨にすむ魚たち」／「アユの冒険」

上映時間：各15分（午前10時～午後4時の間、交互に上映）

⑧オープンラボコーナー

野生の淡水魚のエサであるプランクトン、水生昆虫などを、顕微鏡で観察できます。

⑨バーチャルフィッシュコナー

魚のアクリル模型をセンサー台にのせてボタンを押すと、魚の泳ぎ方、内臓、骨格をCG立体映像で見ることができます。体形別に5種類の魚を見るることができます。

⑩ブラウジングコーナー

当館ホームページなどをを利用して、魚に関する学習ができます。パソコンによる魚のお絵かきも楽しめます。

⑪レクチャーコナー

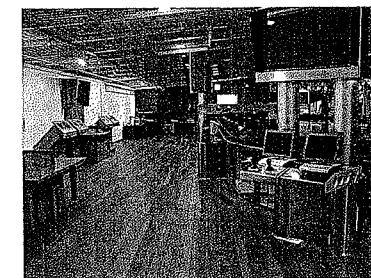
展示機器の利用方法、館内の案内、魚についての質問や相談などに応じています。

⑫水中カメラ／水上カメラコーナー

1階二重回遊水槽内に設置された黄色いカメラをレバー操作して、魚群の一員となって回りの魚を観察したり、魚の視線で水槽の内外を観察することができます。

⑬ライブラリーコーナー

魚の図鑑・釣り・魚料理・山梨の自然に関する本が集められています。



●学習フロア 展示機器を利用し、魚の生態・形態を観察できます。

資料5

県立富士湧水の里水族館入館者数(H22~24)

区分	個人		団体		定期利用券		その他の割引等		無料	合計
	大人	小人	大人	小人	大人	小人	大人	小人		
H22	4月	4,371	712	66	39	14	1		1,923	7,126
	5月	9,183	1,733	594	1,303	21	9		4,692	17,535
	6月	4,779	506	571	1,515	17	4		2,367	9,759
	7月	8,845	1,327	512	1,189	9			5,781	17,663
	8月	20,059	5,205	557	681	24	2		7,534	34,062
	9月	8,480	990	308	623	15	1		3,627	14,044
	10月	6,110	725	754	800	13			4,363	12,765
	11月	3,890	471	500	214	6		1	2,147	7,229
	12月	2,335	227	20		4		1	905	3,492
	1月	3,621	671	25		11	2	2	1,311	5,643
	2月	2,630	239	68		8	1		1,001	3,947
	3月	2,110	358	111		8			927	3,514
	総合計	76,413	13,164	4,086	6,364	150	20	4	0	36,578 136,779
H23	4月	4,343	577	276		7	2		2,018	7,223
	5月	8,661	1,581	428	1,576	10	2		4,323	16,581
	6月	4,825	489	330	1,520	9	2		2,666	9,841
	7月	9,304	1,589	584	1,609	19	7		5,658	18,770
	8月	21,232	5,674	764	943	15	3		8,248	36,879
	9月	7,116	670	431	759	18	1		3,240	12,235
	10月	5,480	640	668	825	4			4,777	12,394
	11月	3,845	442	372	62	4			2,658	7,383
	12月	2,093	209	191	39	10	2		904	3,448
	1月	2,847	547			11	2		1,063	4,470
	2月	2,081	183	84		15			1,019	3,382
	3月	4,345	700	124		8	1		1,987	7,165
	総合計	76,172	13,301	4,252	7,333	130	22	0	0	38,561 139,771
H24	4月	4,750	920	258	15	13	2		2,009	7,967
	5月	7,824	1,158	433	1,129	20	3		4,270	14,837
	6月	4,816	396	543	1,450	21	6		2,482	9,714
	7月	9,438	1,626	561	1,581	23	2		6,354	19,585
	8月	21,311	5,508	801	761	11	1		8,706	37,099
	9月	7,863	760	763	986	16	1		3,874	14,263
	10月	5,124	660	624	1,240	4	2		3,920	11,574
	11月	4,342	481	575	100	7	1		2,386	7,892
	12月	1,833	301	275	43	7			852	3,311
	1月	2,595	448	102	18	15	3		1,182	4,363
	2月	2,342	275	172	5	11			1,195	4,000
	3月	4,477	699	265	20	21	5		2,450	7,937
	総合計	76,715	13,232	5,372	7,348	169	26	0	0	39,680 142,542

資料6

県立富士湧水の里水族館 収支決算(H22～H24)

区分	H22	H23	H24	備考
[収入]				
入場券収入	35,717,910	35,832,120	36,452,050	
委託料	30,088,000	29,841,000	28,781,000	
その他収入	509,512	786,570	564,222	H22～24は自動販売機は設置しているが物品販売は実施していない
収入合計	66,315,422	66,459,690	65,797,272	
[支出]				
人件費	17,948,529	17,784,810	20,137,001	
水道光熱費	10,360,490	10,524,709	11,978,446	
消耗品費	5,594,088	5,366,708	5,965,853	
修繕費	1,111,828	1,479,450	1,674,491	
賃借料	628,440	798,731	1,058,428	
広告宣伝費	4,685,676	3,892,054	3,956,516	
保守・清掃・植栽管理等	20,146,140	17,809,943	16,289,519	
その他支出	6,714,100	6,822,943	4,979,745	
支出合計	67,189,291	64,479,348	66,039,999	
収支差額	-873,869	1,980,342	-242,727	